

日本観光研究学会優秀論文賞表彰規程

(総則)

第1条 日本観光研究学会会則第2章、第5条5に定める表彰については、この規程の定めるところによる。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

1 優秀論文賞

(賞の対象)

第3条 各賞の対象は次のとおりとする。

- 1 表彰の年の前々年および前年(暦年)の2カ年発刊の学会機関誌『観光研究』に掲載された論文を対象とし、観光研究における将来性・発展性が顕著であると認められた研究論文に授与する。

(選考の方法)

第4条 選考は、常務理事会のもとに学会賞等審査委員会を設置して行う。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者の決定は学会賞等審査委員会の報告に基づき、常務理事会において行う。

(表彰)

第6条 受賞者の表彰は、原則として、学会総会において行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

以上

2016.05.28 決定